

地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の変更について

山交バス株式会社及びジェイアールバス東北株式会社より、令和6年7月1日から米沢市内の県道が対面通行となったことに伴い、従来の経路では左折が困難になったことから、左折箇所を変更等するため、地域間幹線系統「米沢～仙台線」において運行経路を変更したい旨の要望がありました。

同路線は、山形県地域公共交通計画において地域全体で維持すべき路線として位置付けており、サービス内容を地域全体の協議と同意を得て決定する路線としています。

要望内容を踏まえ、運行経路の変更について協議します。

■協議内容

1. 運行経路の変更について 資料 1 - 2

- ① 県道の左折地点等について経路変更
- ② ①の変更により、系統キロ程は復路のみ0.2km短縮（往：119.8km、復：119.8km）
- ③ ①の変更により、山形県米沢市大町4丁目1-90先～山形県米沢市大町4丁目1-34先間の米沢市道の免許を新規取得

2. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助計画額の変更 資料 1 - 3

- ① 表1について、国庫補助計画額の変更（資料内黄色部分）
⇒ 系統キロ程の変更により、34千円減少（旧：41,503千円 新：41,469千円）
- ② 表2について、系統キロ程、計画実車走行キロ等の変更（資料内黄色部分）
⇒ 国庫補助計画額算出過程に影響あったため、国庫補助計画額が変更となる

3. 運賃表・時刻表について

この度の運行経路の変更に伴うこれらの変更なし

※ 当該路線は協議運賃対象路線であり、平均賃率の改定について山形県運賃等協議会において協議済

4. 変更適用日

令和6年10月1日(火)